

大飯発電所3号機の定期検査開始時期の変更について

2020年 5月 1日

関西電力株式会社

当社は、大飯発電所3号機(加圧水型軽水炉 定格電気出力118万キロワット、定格熱出力342万3千キロワット)の定期検査を2020年5月8日から開始する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況等を踏まえ、開始時期を変更することとし、本日、福井県およびおおい町に報告しました。

なお、定期検査は2～3カ月程度延期する予定ですが、具体的な開始日については、今後、検討を行います。

当社は引き続き、電力の安全・安定供給と新型コロナウイルスの感染防止に全力を尽くしてまいります。

以 上

添付資料1:大飯発電所3号機の定期検査開始時期の変更について

添付資料2:当社の原子力発電所における新型コロナウイルス感染予防・
拡大防止対策について

第100号



power with heart

大飯発電所3号機の定期検査開始時期の 変更について

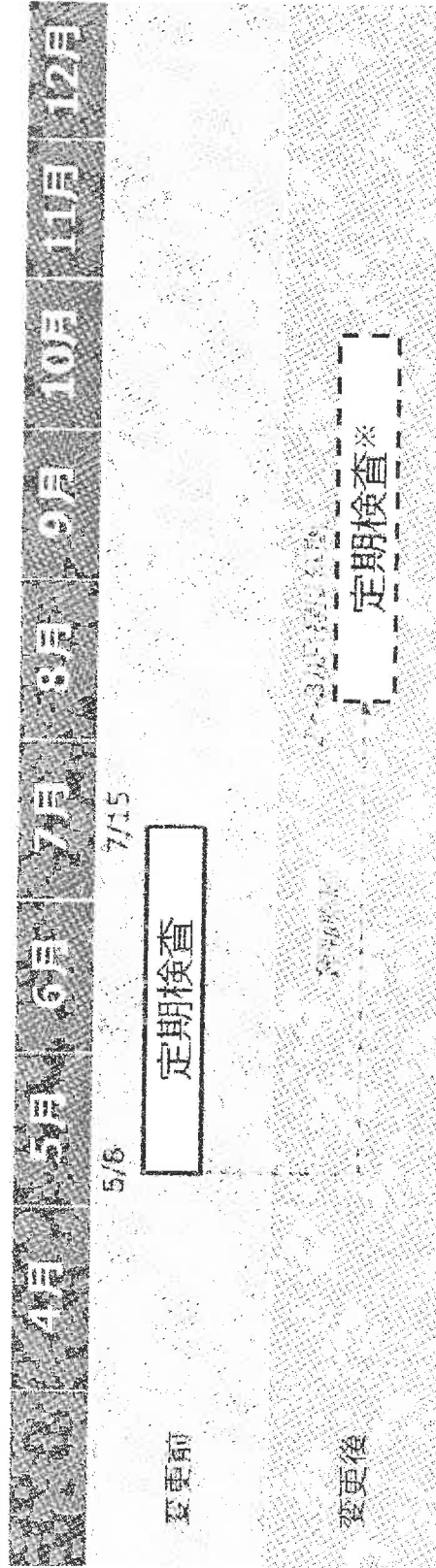
2020年5月1日
関西電力株式会社

大飯発電所3号機定期検査開始時期の見直し

1

当社は、大飯発電所3号機の定期検査について、2020年5月8日から開始すべく準備を進めてまいりましたが、今般、大飯発電所3号機の定期検査開始について、2～3カ月程度延期※することを判断しました。

※開始時期の具体的な日程については、作業員の確保や電力供給への影響などの検討を行い、改めて公表予定



※定期検査開始の法定期限は8月22日

原子力発電所での新型コロナウイルス感染症防止対策

2

社員・協力会社社員に対し、以下の感染予防対策を実施している。

(主な取り組み)

(1) 職場における感染防止対策

- 入社前の検温、チエックリストによる体調管理等の徹底および所属会社、当社による確認
- 出勤時からのマスク着用の徹底
(通勤バス乗場、発電所正門に監視員を配置し確認)
- 通勤バスの乗車定員の制限、運転員専用の通勤バスの運行
- 入構時にサーモグラフィ等を用いて体温をチェック
- 執務室や食堂での座席空間確保やパーテーション等による区切り
- 中央制御室での仕切り設置

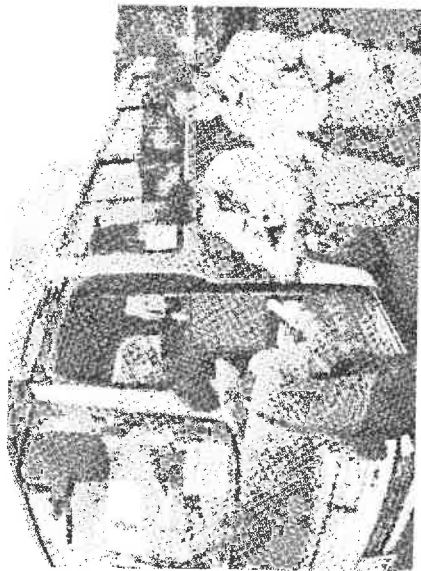
(2) 不要不急の外出等の自粛

- 不要不急の外出、県外との往来等の自粛
- 協力会社等、県外からの作業員に対しては、入構2週間前から自宅待機を徹底させ、作業会社が確認のうえ当社に報告

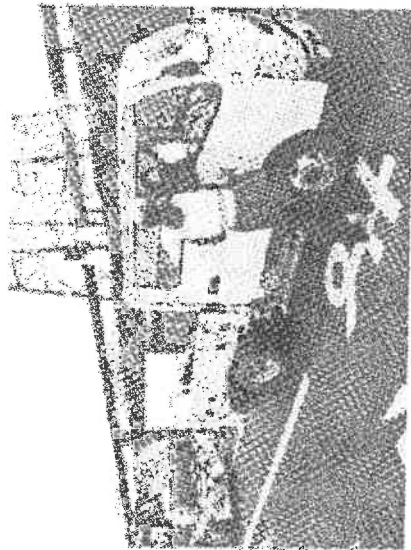
原子力発電所での新型コロナウイルス感染症防止対策（例）

3

【出勤時からマスク着用の徹底】



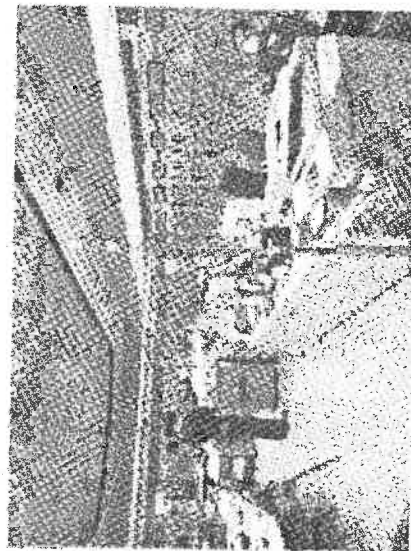
【正門での体温チェック】



【執務室や食堂での座席空間確保やパーティション設置】



【中央制御室の仕切り設置】



当社の原子力発電所における新型コロナウイルス
感染予防・拡大防止対策について

1. 感染予防対策

(1) 共通対策

[日常的な対策]

- ・こまめな手洗い・うがい・手指消毒の徹底
- ・咳エチケットの徹底
- ・事務所出入口等への消毒液の設置
- ・抵抗力維持のための食事と十分な睡眠の徹底
- ・毎朝の体温チェックの徹底と入社前の体調確認およびチェックリストによる管理徹底
- ・発電所入構時のサーモグラフィ等による検温
- ・3密(密閉、密集、密接)の環境下の勤務や作業等の回避
(バスの乗車率低減・換気、執務室・食堂の離隔、休憩所の換気など)
- ・発電所を含めた、机上業務職場の組織的な在宅勤務の推進
- ・事務所のドアノブ等、不特定多数の人が触れる場所について、ふき取り消毒の実施

[出張、外出等の対策]

- ・原子力運営に不可欠なものを除く出張の取り止め
- ・不要不急の外出の自粛
- ・「緊急事態宣言」の対象地域への不要不急の往来の自粛

(2) 安全・安定運転継続対策(当直員に対する感染予防対策)

- ・発電室当直員の出退社バスを増便し、勤務場所の異なる当直員の乗車バスを分離
- ・中央制御室への入出時にはマスクの着用義務化と消毒液による手指消毒を徹底
- ・中央制御室の出入り制限および対面箇所への仕切り板設置

(3) 工事・点検作業関連対策

- ・日々の感染予防対策の徹底や3密(密閉、密接、密集)となる場所への出入りや不要不急の外出・他県往来の自粛等による体調管理の徹底
- ・新たに県外から発電所に入構する作業員については、2週間前から自宅等での待機を徹底し、感染予防対策の実施状況について日々確認を行うとともに、入構後もチェックシートを活用した体調管理等を徹底
- ・福井県嶺南地域での行動全般にわたり、マスクの着用の徹底など相互の感染予防対策の徹底
- ・バス乗車前のマスク着用状況、従業員の間隔確保等について、現地確認および指導の実施
- ・マスク着用等について発電所入構時に現地確認および指導の実施

2. 感染拡大防止対策

- ・万一、発電所で作業を行う者で、感染者が発生した場合あるいは感染の疑いがある場合は、保健所、医療機関等の指示に基づき、感染拡大防止の措置を講じる。
また、感染経路を特定するため、自身の行動歴をできるだけ記録のうえ、把握しておく。
- ・なお、その家族で、感染者が発生した場合あるいは感染の疑いがある場合においても、速やかに社内関係箇所へ情報共有し、当該者について在宅勤務など必要な措置を講じる。

以上